

- | | | |
|----|-----------------------------|-----------------------------|
| 改正 | 平成15年8月8日条例第53号
〔第1次改正〕 | 平成17年7月12日条例第82号
〔第2次改正〕 |
| | 平成18年7月14日条例第70号
〔第3次改正〕 | 平成20年6月30日条例第87号
〔第4次改正〕 |
| | 平成23年7月19日条例第41号
〔第5次改正〕 | 平成24年3月30日条例第47号
〔第6次改正〕 |
| | 平成26年3月28日条例第54号
〔第7次改正〕 | 平成28年3月31日条例第59号
〔第8次改正〕 |

北海道立漁業研修所条例をここに公布する。

北海道立漁業研修所条例

北海道立漁業研修所条例（昭和39年北海道条例第78号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 漁業の振興及び漁村の活性化を担う漁業就業者を育成するため、北海道立漁業研修所（以下「研修所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北海道立漁業研修所	茅部郡鹿部町

（事業）

第3条 研修所は、次の事業を行う。

- （1） 漁業就業者及び漁業を志す者に対し、漁業に必要な知識及び技術に関する研修を行うこと。
- （2） 漁村において指導的役割を果たそうとする漁業就業者に対し、指導的役割を果たすために必要な知識及び技術に関する研修を行うこと。
- （3） その他設置の目的を達成するために必要な事業

（研修）

第4条 研修所において行う研修は、総合研修、つくり育てる漁業技術研修及び漁業就業促進研修とする。

追加〔平成15年条例53号〕

（研修受講料）

第5条 研修所においては、研修（つくり育てる漁業技術研修を除く。）を受講する者から研修受講料を徴収する。

2 研修受講料の額は、日額810円に研修に要する日数を乗じて得た額とする。

追加〔平成15年条例53号〕、一部改正〔平成17年条例82号・20年87号・24年47号・28年59号〕

（宿泊施設使用料）

第6条 研修所の研修を受講する者で宿泊施設を使用するものからは、宿泊施設使用料を徴収する。

2 宿泊施設使用料の額は、月額2,670円とする。

3 前項の規定にかかわらず、宿泊施設の使用の期間が1月に満たない場合又は1月に満たない期間がある場合の使用に係る宿泊施設使用料の額は、日額90円とする。

追加〔平成15年条例53号〕、一部改正〔平成18年条例70号・20年87号・23年41号・24年47号・26年54号・28年59号〕

（研修受講料等の減免）

第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、研修受講料又は宿泊施設使用料を減免すること

ができる。

追加〔平成23年条例41号〕

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成15年条例53号・17年82号〕

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月8日条例第53号)

〔北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月12日条例第82号)

〔北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条を削り、第9条を第8条とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年7月14日条例第70号)

〔北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日条例第87号)

〔北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月19日条例第41号)

〔北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第47号)

〔北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第54号)

〔北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第59号)

〔北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。